

平成 24 年 5 月 24 日

各保健福祉事務所長 様

薬務課長

郵便等販売の取扱いについて (その2)

このことについて、平成 24 年 5 月 14 日付けで厚生労働省医薬食品局総務課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴管下の関係業者に対する周知をお願いします。

なお、関係団体へは通知済みです。

(要旨)

東京高裁において、一般用医薬品のインターネット販売業者が、第1類・第2類医薬品の通信販売を行う権利の確認等を求めた裁判について、国側一部敗訴の判決が言い渡されたが、5月9日に上訴(上告受理申し立て)を行うこととした。

このことに伴い、本判決が確定するまでの間、郵便等販売に係る薬事法令上の取り扱いは、判決前の取扱いと同様であること。また、本件及びこれに伴う郵便販売に係る薬事法令上の取扱いについては、適時連絡する予定であること。

※通知済み関係団体

(社)神奈川県薬剤師会

(社)神奈川県医薬品登録販売者協会

一般社団法人神奈川県登録販売者協会

神奈川県医薬品卸業協会

問い合わせ先  
薬事指導グループ 阿部  
電話 045-210-1111 内線 4970  
045-210-)





事務連絡  
平成24年5月14日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

郵便等販売の取扱いについて（その2）

平成24年4月26日、東京高裁において、一般用医薬品のインターネット販売業者が、第1類・第2類医薬品の通信販売を行う権利の確認等を求めた裁判（平成22年（行コ）第168号医薬品ネット販売の権利確認等請求控訴事件）について、国側一部敗訴の判決が言い渡されました。

本件に係る国の対応の内容については、平成24年4月26日付け事務連絡（別添1参照）において、別途連絡する予定である旨示したところですが、関係省庁と協議しながら判決内容を検討した結果、5月9日に上訴（上告受理申立て）を行うこととしましたのでご連絡します（別添2参照）。

なお、このことに伴い、引き続き、東京高裁の判決は確定していない扱いとなりますので、当面の業務の遂行に当たっては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 郵便等販売の取り扱いについて

東京高裁の判決が確定するまでの間、郵便等販売に係る薬事法令上の取扱いは、同判決前の取扱いと同様であること。

2 その他

今後、国としては、平成24年6月29日までに、最高裁宛て上告受理申立理由書を提出することとなるが、本件及びこれに伴う郵便等販売に係る薬事法令上の取扱いについては、必要に応じ、適時連絡する予定であること。



事務連絡  
平成24年4月26日

各都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

### 郵便等販売の取扱いについて

本日、東京高裁において、一般用医薬品のインターネット販売業者が、第1類・第2類医薬品の通信販売を行う権利の確認等を求めた裁判（平成22年（行コ）第168号医薬品ネット販売の権利確認等請求控訴事件）について、国側一部敗訴の判決が言い渡されました。

この判決を受けた今後の対応については、判決内容を十分検討するとともに、関係省庁と協議した上で決定したいと考えています。

一方、現時点において、この判決は確定しておりませんので、業務の遂行に当たっては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 郵便等販売の取り扱いについて

本判決が確定するまでの間、郵便等販売に係る薬事法令上の取り扱いは、判決前の取り扱いと同様であること。

#### 2 その他

本判決の上告受理申立ての期限は、平成24年5月10日とされており、国の対応の内容については、別途、連絡する予定であること。

## Press Release

平成 24 年 5 月 9 日（水）

医薬食品局総務課

薬事企画官 山 本（内 2772）

課長補佐 重 元（内 2709）

課長補佐 飯 村（内 2710）

### 医薬品のインターネット販売訴訟（東京高裁判決）

#### に対する対応について

平成 24 年 4 月 26 日（木）に東京高裁から、一般用医薬品のインターネット販売業者が、第 1 類・第 2 類医薬品の通信販売を行う権利の確認等を求めた裁判について、国側一部敗訴の判決が言い渡されました。

上訴期限を 5 月 10 日（木）に控え、関係省庁と協議しながら判決内容を検討してきました。その結果、医薬品の対面販売の原則を定めた改正薬事法施行規則が改正薬事法の委任の範囲であるかという点について東京地裁と東京高裁で判断が分かれており、厚生労働省としては、委任の範囲を超えるとの東京高裁の法律判断が妥当とは言い難いといった問題点があると考えており、さらに十分な法的議論を尽くすべく最高裁の判断を仰ぐ必要があると判断したことから、本日上訴しました。

（参考）

#### ○ これまでの経緯

平成 21 年	5 月 25 日	提訴
平成 22 年	3 月 30 日	第一審判決（東京地裁）
	4 月 13 日	原告ら控訴
平成 23 年	4 月 28 日	結審
平成 24 年	4 月 26 日	第二審判決（東京高裁）

